

乗務員の労働時間

アルコール検査は『準備時間』

乗務員の始業計画上の労働時間は「労働時間A」及び「労働時間B」で構成され、分単位で細かく設定されています(就業規則第95条)。労働時間Bについては列車の遅延等に対応する時間としてご存知の方も多いのではないのでしょうか？一部確認してみたいと思います。

「労働時間A」の構成

→ 乗務時間・便乗時間・準備時間・整理時間・折り返し時間・付加時間・看視時間

乗務時間→「実乗務時間」・「入替時間」・「出入区時間」で構成される。

- ① 実乗務時間は列車運転時刻表の定める列車の発車時刻から、到着時刻までの時間。行先地の時間が10分以下の場合(便乗は除く)は、これを実乗務時間に加算する。
- ② 入替時間は、運用表に指定した時間。
- ③ 出入区時間は、出区または入区に伴う実運転時分。【基本的には4分(出2・入2)】

準備時間→乗務前の準備のための時間。次の要素がある。

- ・点呼時間→15分(達示閲覧・携行品整備10分+点呼5分)
- ・徒歩時間→点呼箇所から乗務開始箇所までの移動に要する時間
- ・出区点検時間→4両まで15分(EC:5~8両20分、9~10両25分)
- ・車両留置線から駅区境界線までの時間
- ・早め出場時間→2分



これまで「アルコール検査については出勤時間前までに済ませること」とされてきましたが、この度、交渉の席で「**アルコール検査に要する時間は準備時間である**」という会社の考えが示されました。上記のどの要素に含まれるかは不明ですが、**準備時間は労働時間Aに含まれる出勤後から発生する労働時間**ですから、当然、会社の指揮命令下で行うものであり、検査前に出勤自体は認められていると考えることができます。

また、厚生労働省が作成しているガイドラインでは「**着用を義務付けられた所定の服装への着替え等を事業場内において行った時間は労働時間に該当する**」とされています。アルコール検査は制服を着用して行うこととされているため、制服への更衣時間は労働時間と考えられます。実際にJR東日本では労働時間となっており、国労としても再三申し入れを行っていますが、会社は「更衣場所を指定していない」、「指揮命令下でない」ことを理由に、労働時間にはならないと無理筋な回答に終始しています。



若い力

第167号

2022年10月1日

発 責 国労九州本部
住 所 博多区博多駅東3丁目9
番3号ニコウハイツ1003号